



令和 7年 8月15日

大分県竹田市長

土居 昌弘

様



#000001

調整給付金支給確認書

令和6年の所得税（実績額等）及び令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

以下の内容を確認して、令和 7年10月31日 までに、この確認書と本人確認書類等を返却して下さい。

審査の上、以下のとおり給付金を振り込みます。

支給方法 口座振込

支給日 確認書を受理した日から概ね30日以内

支給額 万円

支給口座

分類

口座番号

口座名義

不足額給付Ⅱの支給額

万円

支給額

調整給付金（不足額給付分）
給付金

原則4万円。

ただし、令和6年1月1日時点において
国外居住者であった場合は3万円。

0 円

※各数値について重大な相違を認める場合には、相違のある部分に二重線を付して手書きで訂正するとともに、相違のあることが分かる関係書類（源泉徴収票、確定申告書 など）の写し（コピー）を添えて返送期限までに提出ください。

※上記の返送期限までに返信がない場合は、市は本給付金の支給を辞退したとみなします。

※本給付金を受給しない場合は、下記のチェック欄（□）にレを入れてください。

【 私の世帯は給付金を受給しません □ 】

【誓約事項・確認事項】

意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求めるほか、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

□ 令和5年所得が少額で、令和6年度分個人住民税所得割額が生じる水準ではありません。

※上記は令和5年所得について未申告の方のみ、該当する場合にチェック（レ）してください。

□ 令和6年度に「新たに非課税（または均等割のみ課税）となった世帯への給付」を受給後に、令和6年度分個人住民税所得割額の修正（非課税→課税）がありました。

※調整給付金（不足額給付分）の支給対象とならない場合があります。

□ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

上記記載内容に異議ありません。

氏名		確認日	令和 年 月 日	連絡先 電話番号	
----	--	-----	----------	-------------	--

(B Z P O 4 0 6 F)